資料５

改正土地改良法を踏まえた事業制度の概要

○土地改良法等の一部を改正する法律の概要　・・・　1
○令和７年度農業農村整備事業関係予算の概要　・・・　2
○改正土地改良法を踏まえた事業PR版　・・・　3
（参考）新たな食料・農業・農村基本計画のポイント　・・・13

令和７年５月
農村振興局

農林水産省

改正の全体像

○ **農業水利施設の老朽化**や**農村人口の減少**が進行し、気候変動による**災害リスク**が増大する中において、**改正後の食料・農業・農村基本法**の方向性に即した**農業生産の基盤の整備**及び**保全**を的確に実施できるよう、**土地改良法の一部を改正**。

目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し

●目的規定の見直し（第１条関係）

改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即した**農業生産の基盤の整備及び保全**を的確に実施できるよう、目的規定にその旨を位置付ける。

●土地改良長期計画に係る規定の見直し（第４条の２関係）

土地改良長期計画が、改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して策定されることとなるよう、その内容を定める規定に、**農業生産の基盤の整備及び保全に係る事業の効率的な実施**を旨とすること等を位置付ける。

農業水利施設の保全（基幹から末端まで）

○基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置

●国等の発意による基幹施設の更新（非申請事業の拡充）（第87条の２関係）

基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、農業者からの申請だけでなく、**国・県の発意による事業実施も可能**とするとともに、土地改良区が更新に必要となる費用を積み立てることができるものとする。

○地域の農業水利施設等の保全に関する措置

●水土里ビジョンの策定（第57条の11から第57条の15まで関係）

農業水利施設等の保全等に地域の関係者が連携して取り組めるよう、**関係者が議論する枠組み**を設け、**連携管理保全計画（水土里ビジョン）**を土地改良区が策定できる仕組みを設ける（**附帯事業**）。

防災・減災、国土強靱化対策

●重大事故の予兆となる事故の対策（第87条の４関係）

漏水等の事故により損壊が生じるおそれがある**農業水利施設の補強等の工事**や**代替施設の新設**を**急施の事業（防災）において実施**できることとする。

●災害復旧に併せて災害関連事業を行う場合の手続の簡素化（第49条及び第87条の５関係）

再度の施設被害に迅速に備えることができるよう、**災害関連事業**についても**急施の事業（復旧）の手続により実施**できることとする。

●突発事故と類似の被害を未然に防止する対策（第49条及び第87条の５関係）

突発事故被害に係る**急施の事業（復旧）**に当たっては、**復旧と併せて類似の被害を防止する対策も実施**できることとする。

スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備

●農地中間管理機構関連事業の拡充（第87条の３及び第96条の４関係）

農地中間管理機構関連事業の**実施主体に市町村を追加**するとともに、農地中間管理**機構が所有する農用地も事業の対象に追加**する。

（あわせて、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法についても所要の改正を行う。）

●情報通信環境基盤の整備（第57条の９及び第57条の10関係）

土地改良区が**情報通信基盤の整備を実施**できることとする（**附帯事業**）。

その他所要の措置

○土地改良区の体制及び運営に関する措置

- 施設管理准組合員の**地域要件等をなくし**、幅広く加入できる仕組みとする。（第15条の２関係）
- 理事の構成について、**年齢・性別に配慮する旨の規定**を設ける。（第18条関係）
- 土地改良区の**総会（総代会）のオンライン開催**も可能とする。（第28条関係）
- 休眠土地改良区について、総会議決によらず**知事の認可により解散**できることとする。（第71条の７関係）
- 土地改良区連合の解散と権利義務の承継を、所属土地改良区が一となった場合には、その土地改良区の申請により**一括して実施**できることとする。（第83条の２関係）

○土地改良事業の適正な実施に関する措置

- 計画変更等を行う場合、**農地転用等された土地**について**同意徴集の対象外**とする。（第88条関係）
- 農業者からの同意省略により開始した国・県営の施設更新事業について、**計画変更においても同意省略を可能**とする。（第88条関係）
- 国・県営事業の廃止について、造成された施設が周辺に被害を及ぼすおそれがあるなどやむを得ない場合にあっては、農業者からの**同意省略により事業計画を廃止**できることとする。（第88条の２関係）
- 国営事業の施行に係る**都道府県の経由事務手続を廃止**する。（第85条から第85条の４まで関係）
- 政令指定都市における事務処理について、**条例による事務分掌に委ねる**こととする。（第125条関係）

令和７年度　農業農村整備事業関係予算の概要

○ 農業農村整備事業関係予算の令和7年度当初予算は、前年度から1億円増の4,464億円。
○ また、防災・減災、国土強靱化対策、TPP等対策及び食料安全保障対策として、令和6年度補正予算において2,037億円を計上し、これらの総額は6,500億円。

令和７年度予算等

（単位：億円）

	令和6年度当初予算	令和7年度当初予算 A	令和6年度補正予算 B	合計 A+B
農業農村整備事業（公共）	3,326	3,331 (100.2%)	2,037	5,368
農業農村整備関連事業（非公共）（農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農山漁村振興交付金）	548	548 (100.0%)	－	548
農山漁村地域整備交付金（公共）（農業農村整備分）	588	584 (99.3%)	－	584
計	4,463	4,464 (100.0%)	2,037	6,500

農業農村整備事業関係予算の推移

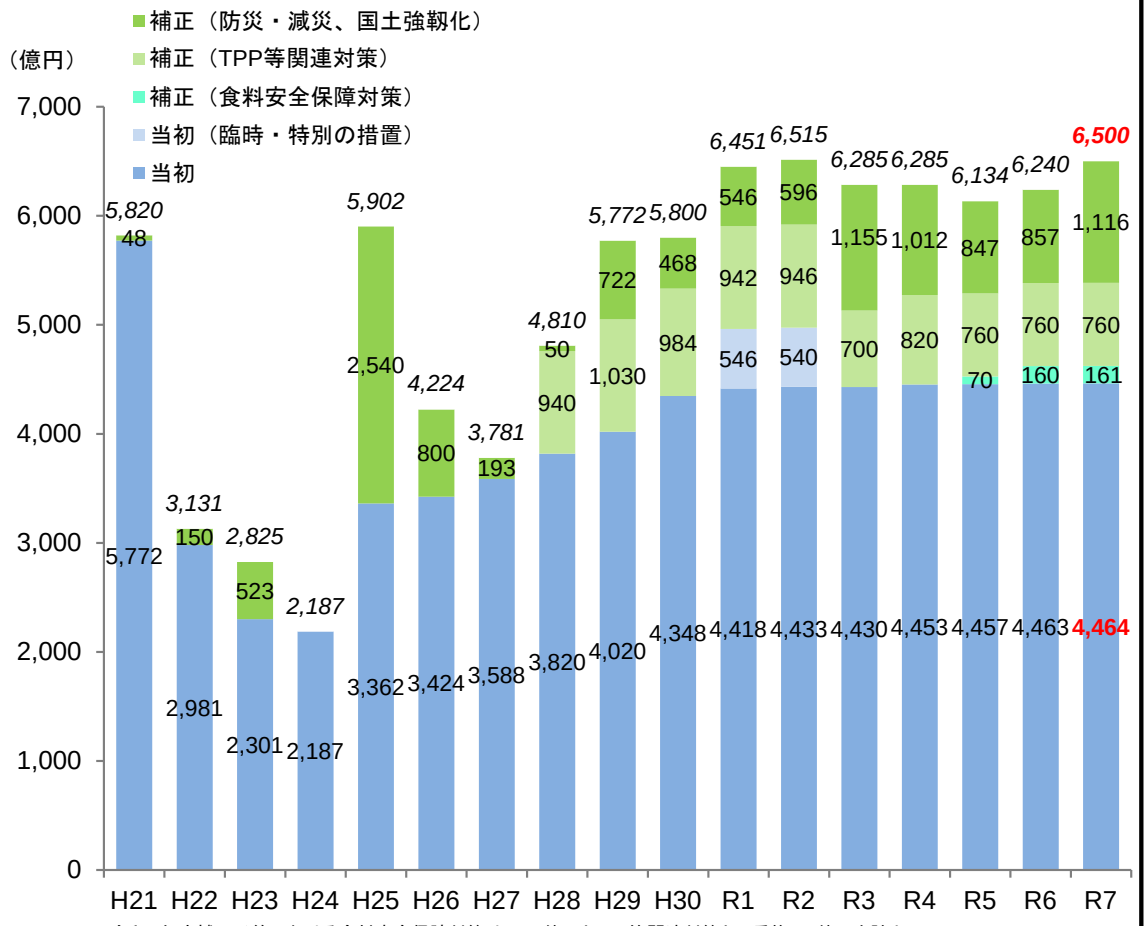

※令和6年度補正予算における食料安全保障対策は、161億円とTPP等関連対策との重複300億円を計上。

注：計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

農業農村整備関係事業／令和７年度 新規・拡充概要（柱別）

スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備

農地中間管理機構関連農地整備事業 法改正①

- 実施主体に**市町村を追加**するほか、対象地域に農地中間管理機構の**所有農地を追加**
- **麦・大豆等への作付転換を推進**するため、新たな事業要件を設定
  （受益面積の３割以上作付転換、面積当たりの収量20%以上向上等（これまでの要件は販売額20%以上向上等））

農業競争力強化農地整備事業

- 大区画化や畦畔拡幅、水路の管路化等の**省力化整備計画を策定**する場合には、事業実施計画の**策定期間を２年以内**（通常１年以内）**に延長**するとともに**定額助成**
  （上限2500万円（通常は定率50%））

国営農用地再編整備事業

- 畑作・酪農混在地域において、高収益作物の導入と耕畜連携を推進する**「耕畜連携促進型」を創設**

草地畜産基盤整備事業（草地整備利用促進事業）

- 地域の実情に応じた飼料基盤整備を加速化するため、実施主体に**市町村等を追加**するほか、**申請書類を簡素化**（受益面積７ha以上）

農地耕作条件改善事業(非公共)

- 地域計画区域内において、整備済農地の**縁辺地に点在する未整備農地(５ha未満)を対象**に農地中間管理権を設定するなどして事業を実施し、その全ての農地を**担い手に集積する場合等には事業費の最大12.5%を交付**する「機構集積推進費」を措置
- **地域の諸課題に対応したきめ細かな事業を実施**できるよう、事業メニューを再編

農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)（非公共）

- RTK-GNSS基準局※の**単独整備を可能**に
  ※ 位置情報を補正し自動操舵の走行誤差を2-3cmに抑制するもの
- 土地改良区が整備する情報通信施設について、**員外利用者からの利用料徴収等に係る運用手法を調査**する「土地改良区運営基盤強化型」を創設 法改正②

農業生産の基盤の保全管理

基幹的農業水利施設の計画的な更新を推進するため、国等の発意により更新事業を実施できるよう法改正予定 法改正③

土地改良施設突発事故復旧・防止事業 法改正④

- **突発事故の復旧に加え、事故の兆候が認められる場合に補修等を緊急的に実施するための**「土地改良施設事故防止事業」を創設

水利施設管理強化事業

- **「水土里ビジョン」*に位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援**する「連携管理保全型」を創設 法改正⑤
  （補助率 約19%（実質）→25%）
- ①**渇水・高温対策のポンプの設置・運転経費**や、②**特定外来生物による施設への被害予防に係る経費**を補助対象に追加

土地改良施設維持管理適正化事業 法改正⑥

- 整備補修事業のうち**「水土里ビジョン」*に位置付ける施設の整備補修について、補助率を引上げ**
  （補助率30%→40%）
  ※ 土地改良区の初年度負担は財政融資資金から借り入れて実施

土地改良区機能強化支援事業 法改正⑦

- **土地改良区の運営基盤を強化するため、「水土里ビジョン」*の策定、土地改良区に対する経営診断・改善指導、研修・人材育成等を行う**「土地改良区機能強化支援事業」を創設
  ※「土地改良区体制強化事業」は廃止

国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)

- **畑地帯の水利施設の省エネ化や再エネ利用**を促進するため、国営事業で末端まで一体的に整備できるよう、**末端面積要件を緩和**（畑100ha→20ha）

＊「水土里ビジョン」は、地域の農業生産基盤の保全等に関する計画の通称

防災・減災、国土強靱化

（再掲）土地改良施設突発事故復旧・防止事業 法改正④

国営総合農地防災事業・国営かんがい排水事業

- **将来予測に基づく計画策定手法の検討等の排水計画基準の見直しの検討に併せて、国営事業の豪雨対策の整備水準の規定※を見直し**
  ※ 現行の「最大で30年に1回程度までの降雨規模」を排水計画基準に基づき決定した降雨規模に見直し

国営かんがい排水事業・水利施設整備事業　（流域治水対策事業(型)）

- **流域治水の取組を推進**するため、治水協定ダム等に加え、**流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用用排水施設を整備対象とする**「流域治水対策事業(型)」を創設

国営総合農地防災事業

- **防災重点農業用ため池の整備を加速化**するため、**実施要件を見直し**（末端面積要件20haに代えて、施設規模要件（貯水量5千m^3）を新たに設定等）

農村地域防災減災事業

- 頭首工等の農業用河川工作物の撤去に併せて、**代替水源の整備が可能**であることを明確化

農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共)

（農業用ため池）

- 災害による被災を契機に**廃止することとなった農業用ため池について**、堤体の開削など**二次災害防止のために行う応急対策が実施できることを明確化**
- 防災重点農業用ため池の監視・管理体制を強化するため、**ため池サポートセンター等が行う活動への支援**について、**定率助成上限額を引上げ**
  （２千万円→４千万円）

（農道施設）

- 令和６年能登半島地震等を踏まえ、避難路に指定された農道施設等の長寿命化、防災減災対策を促進するため、補助対象メニューに**「農道施設整備」を追加**

（集落排水施設）

- 合併処理浄化槽への転換により**用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を可能**に

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農地中間管理機構関連農地整備事業＜公共＞【令和７年度予算概算決定額　67,763（67,795）百万円の内数】（令和６年度補正予算額　98,840百万円の内数）

①

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあることから、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備**を支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約８割以上［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農地整備事業

一　般　型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用用排水施設等

省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

２．実施計画等策定事業　農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】※　下線部は拡充内容　　※　地域計画の策定を要件化(令和7年度申請分以降)

＜共通＞

農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと

①機構が農地中間管理権を有する農地

②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地

③機構が所有する農地

受　益　面　積：10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は５ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

＜一般型＞

集　団　化　等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後５年以内（果樹等は10年以内)に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等

※生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,600円/60kg以下 又は 麦・大豆等へ３割転換　等

＜省力化整備型＞

対　　象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集　団　化　等：未集団化又は未集約化農地の８割以上を集団化又は集約化

保全管理コスト：20%以上削減

＜事業の流れ＞

国 → 1/2 等 → 都道府県 / 都道府県 → 市町村

※農地整備事業の場合

＜事業イメージ＞

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施
（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能）

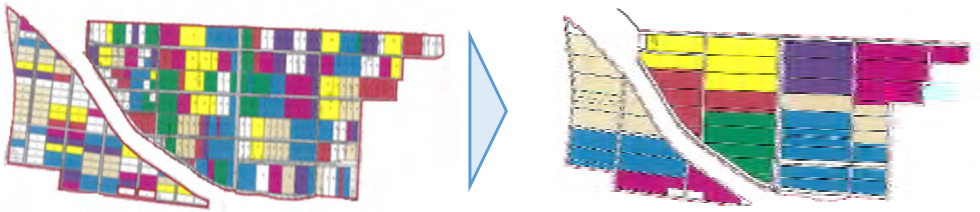

（施工前）　（施工後）

＜農地面積・集団化の考え方＞

事業実施範囲
農地の合計面積　平　　場：10ha以上
　　中山間等：　5ha以上

各団地の規模要件
平　　場：　1ha以上
中山間等：0.5ha以上

担い手への集団化率：$\frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$

a ～ d：事業対象農地を構成する団地の面積

p ～ s：担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
（上図 着色部）

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農山漁村振興交付金のうち

情報通信環境整備対策

②

【令和７年度予算額　7,389（8,389）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の**農業農村インフラの管理の省力化・高度化**や**スマート農業の実装**を図るとともに、**地域活性化を促進**するため、**情報通信環境の整備**を支援します。

<リーフレット、ガイドライン等>

＜事業目標＞

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．計画策定事業

① 計画策定支援事業

情報通信環境に係る**調査、計画策定に係る取組**を支援します。また、**衛星通信等の先進的技術の適応可能性**や、情報通信環境整備を通じた**土地改良区の運営基盤の強化手法を検討する取組**を支援します。

② 計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う**民間団体の活動**を支援します。

２．施設整備事業

① **農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局**等の**情報通信施設及び附帯設備の整備**を支援します。

② ①の情報通信施設を**地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備**を支援します。

③ 農機の自動操舵等に必要となる**RTK-GNSS基準局の整備**を支援します。

※下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞

国 → 定額、1/2等 → 都道府県（１①、２の事業） → 市町村等（１①、２の事業）

国 → 定額 → 民間団体（１②の事業）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局地域整備課（03-6744-2209）

令和７年度農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）拡充事項
スマート農業の導入促進、先進的通信技術の効果的な活用及び土地改良区の運営基盤強化に資する情報通信環境整備への支援

○ 地形条件等により一般的に採用される情報通信施設では多大な費用や労力を要する地区における先進的情報通信技術と各種無線通信とを組み合わせた情報通信環境の整備による低コスト化、省力化の取組を支援。（**「先進的情報通信環境整備型」**の創設）

○ 土地改良区が員外利用を含めた情報通信環境整備を実施する場合の手法の調査や運営基盤への効果を検証する取組を支援。（**「土地改良区運営基盤強化型」**の創設）

○ スマート農業実装の取組の一環として導入の検討が増加しているRTK-GNSS基準局の整備について、取組を加速化させるため、導入要件を緩和。

○ **計画策定支援事業＜現行（一般型）＞**（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等／期間：原則２年以内、補助率：定額）

［支援内容］（１）事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査　（２）専門家の派遣、ワークショップ
（３）機器の試験設置、試行調査（電波伝搬の調査）　（４）整備計画の策定　※必須

○ **施設整備事業**（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等／期間：原則３年以内、補助率：1/2等）

［支援内容］（１）光ファイバ又は無線基地局の整備　（２）附帯設備の整備

計画策定支援事業＜先進的情報通信環境整備型＞

［事業実施主体］一般型と同じ

［対象地区］
光ファイバや地上設置型の無線基地局等の情報通信施設の整備に多大な費用や労力を必要とする中山間地域等
（例：現行の通信可能箇所から事業地区までが遠く険しく、長大な光ファイバの敷設や多数の無線基地局（中継設備）の設置が必要な地区）

［支援内容］
（１）、（２）一般型と同じ
（３）適応可能性の検討
先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討（技術的検討、コスト比較、実機を用いた検証、利用者アンケート 等）
（例：衛星通信と11ah（Wi-Fiの新規格）を組み合わせた通信ネットワークの検証（ため池監視、畜舎の遠隔監視、農業者見守り）
（４）整備計画の策定　※任意

※ 計画策定促進事業（全国事業）において、各地区の調査成果を分析・とりまとめ、「農業農村における情報通信環境整備のガイドライン」に反映

計画策定支援事業＜土地改良区運営基盤強化型＞

［事業実施主体］土地改良区

［対象地区］
土地改良区が情報通信施設を整備し、員外も含めた施設利用を検討する地区
（例：土地改良区は農業水利施設の遠隔監視・制御、非組合員の施設園芸農家は温湿度のセンシングで利用、地域住民は高齢者の見守りで利用 等）

［支援内容］
（１）、（２）、（３）一般型と同じ
（４）運用手法の検討
員外利用者との調整等に係る情報通信施設の運用手法の検討（利用料徴収手法の検討、運営基盤への効果の検証 等）
（５）整備計画の策定　※任意

施設整備事業（要件緩和）

［内 容］光ファイバ又は無線基地局の整備を伴わないRTK-GNSS基準局の整備を支援可能とする
［要 件］設置するRTK-GNSS基準局が近傍の利用できる公設RTK-GNSS基準局と一定の間隔を空けていること、下限事業費：２百万円　等

国営かんがい排水事業＜公共＞

③

【令和７年度予算概算決定額　98,916（101,885）百万円】
（令和６年度補正予算額　20,944百万円）

＜対策のポイント＞

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給**と**農地の排水改良**を図ります。

＜事業目標＞

○　機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
○　更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）
○　更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

- 低炭素農業水利システム構築事業の末端支配面積要件（畑）を緩和
- 国営流域治水対策事業を創設（国営洪水調節機能強化事業を廃止）
- かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策の対象施設を追加
- かんがい排水事業と一体的に行う豪雨災害対策の整備水準に係る規定を見直し

1　一般型

・地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用用排水施設の整備
【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

2　特別型

・高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畑地化を行うための整備
・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
・流域治水プロジェクトに位置付けられた施設の整備
・老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
・突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
・小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進
【実施要件】受益面積500ha以上 等

※下線部は拡充内容

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

＜事業イメージ＞

● 農業用ダム
河川をせき止め、用水を貯留・調整する施設

● 頭首工
取水堰と取水口等から構成され、河川から農業用水を安定的に取水する施設

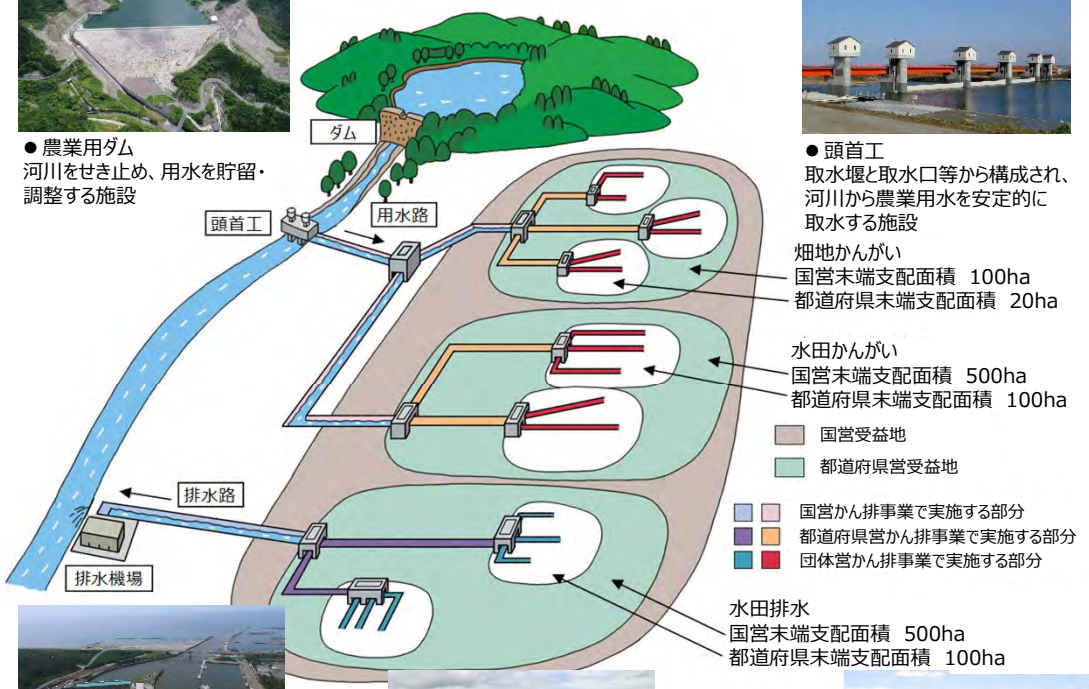

● 排水機場
河川や海面より低いほ場の水を汲み上げ、安全に地区外へ排水する施設

● 排水路

● 用水路（水管橋）

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-2206）

農業競争力強化基盤整備事業のうち

水利施設整備事業＜公共＞

③

【令和７年度予算額　67,763（67,795）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　98,840百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、**パイプライン化・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化**を推進します。

＜事業目標＞

○　機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
○　更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

1　基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。

2　基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。

3　流域治水対策の推進
①農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施します。
②田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備します。
③流域治水プロジェクトに位置付けられた農業水利施設を整備します。

4　脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して脱炭素化を推進します。
【附帯事業】 省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費を交付

5　戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
①担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施します。
②作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
③転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。
【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた推進費を交付

6　管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。

7　施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施します。

＜事業の流れ＞

国 → 1/2、定額 等 → 都道府県
国 → 1/2、定額 等 → 都道府県
都道府県 → 市町村 等

【実施要件】 受益面積200ha以上 等
※５①において地域計画の策定を要件化
（令和７年度申請分以降）
※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-3502-6246）

土地改良施設突発事故復旧・防止事業＜公共＞

④

【令和７年度予算概算決定額　3,729（1,642）百万円】
（令和６年度補正予算額　1,119百万円）

＜対策のポイント＞

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が増加していることから、突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合において、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に復旧・補修等**を行います。

＜事業目標＞

農業水利施設の戦略的な保全管理

＜事業の内容＞

1　突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した**突発事故の現地仮復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する対策を迅速に実施**します。

2　事故防止事業

土地改良施設に**漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施**します。

【実施要件】

①直轄事業
- ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている国営造成土地改良施設
- ・末端支配面積：100ha以上　等
- ・復旧事業費：2,000万円以上

②補助事業
- ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている土地改良施設
- ・末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上　等
  （団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）
- ・復旧事業費：200万円以上

＜事業の流れ＞

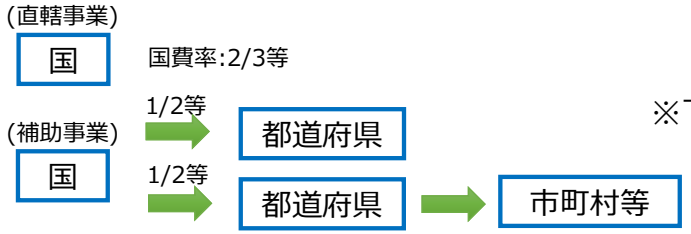

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

突発事故への迅速な対応

事故の兆候が認められた段階で対応

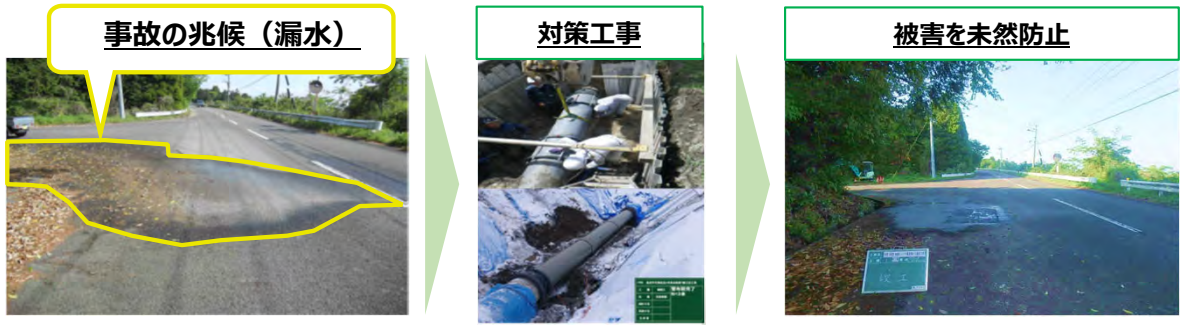

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-1363）

水利施設管理強化事業＜公共＞

⑤

【令和７年度予算概算決定額　3,375（2,735）百万円】

＜対策のポイント＞

農業水利施設は、食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与していることから、自然的・社会的・経済的情勢の変化を踏まえて、施設管理者への支援を充実し、施設機能の適切な発揮を図ります。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

1　一般型＜国庫補助率：１/２＞

【対象施設】管理強化計画に基づき、土地改良区又は市町村が管理する国営・水資源機構営造成施設、附帯県営造成施設等

【対象経費】① 多面的機能発揮に対応した費用（維持管理費の0.6/1.6等）
② 施設の整備補修に要する費用

2　連携管理保全型＜国庫補助率：①１/４、②１/２＞

【対象施設】水土里ビジョンに位置付ける国営・水資源機構営造成施設、附帯県営造成施設等

【対象経費】① 施設の維持管理費、② 施設の整備補修に要する費用

3　特別型（１及び２の対象外の施設）＜国庫補助率：１/２＞

① 流域治水対策

【対象施設】洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設

【対象経費】治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視、農業水利施設による地域排水等の流域治水の取組に要する費用

② 渇水・高温対策

【対象施設】渇水・高温対策に取り組む農業水利施設

【対象経費】渇水対策BCPの策定、ポンプの調達、設置、運転等に要する費用

③ 特定外来生物対策

【対象施設】１及び２の対象施設と同一水系の農業水利施設

【対象経費】施設被害を予防するための資機材の調達、設置、運転等に要する費用

4　管理水準向上型（１、2及び３の施設）＜国庫補助率：１/２＞

管理水準向上のための技術的支援等に要する費用を支援

5　包括的民間委託推進型（１、２及び３の施設）＜国庫補助率：定額＞

包括的民間委託の試行に係る調査及びその実施に要する費用を支援

＜事業の流れ＞

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-1363）

土地改良施設維持管理適正化事業＜公共＞

⑥

【令和7年度予算額　4,673（4,450）百万円】

＜対策のポイント＞

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

＜事業目標＞

○　安定的な用水供給と良好な排水条件を確保、地域と連携した営農環境の維持・地域計画の着実な実現

○　湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．整備補修事業

①　施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)

②　地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）に位置付ける施設の整備補修

２．施設改善対策事業

水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修

３．安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備

４．緊急整備補修

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

５．防災減災機能等強化事業

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

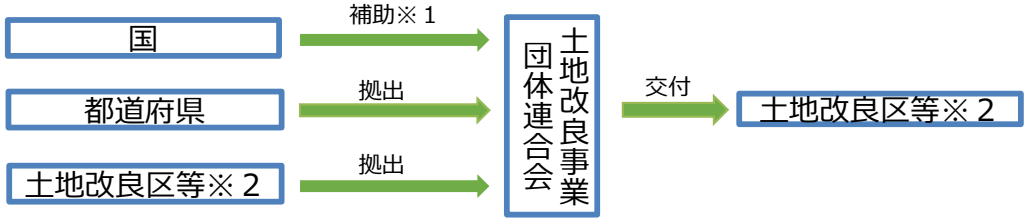

※１　１の①及び２～４は30%、１の②は40%、５は50%。
　　１の②及び５については、財政融資資金を活用して実施。

※２　土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

＜事業イメージ＞

整備補修事業

整備補修事業（水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修）

防災減災機能等強化事業

［お問い合わせ先］農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）

土地改良区機能強化支援事業＜公共＞

⑦

【令和７年度予算額　852（－）百万円】

＜対策のポイント＞
食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、地域の農業生産基盤を保全する土地改良区の運営基盤の強化を支援します。

＜事業目標＞
農業生産基盤の保全を担う土地改良区の運営基盤の強化

＜事業の内容＞

１．「水土里ビジョン」策定の推進
地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）の策定

２．統合整備の推進
土地改良区の合併等に必要となる統合整備計画の策定や事務機器等の整備

３．施設管理、運営改善対策
① 土地改良施設の診断・管理指導
② 土地改良区の経営診断・改善指導
③ 換地業務等に関する土地改良区への指導
④ 所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度等の活用に関する土地改良区への指導等

４．研修・人材育成
① 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
② 施設管理の省エネ化（高効率機器への更新等）に関する技術指導

５．特定被災土地改良区復興支援対策
特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧支援

＜事業の流れ＞

国
- 定額 → 都道府県 → 土地改良区（１の事業）
- 1/2 → 都道府県 → 都道府県土連、土地改良区、市町村（２、３①③④、４①の事業）
- 定額 → 都道府県 → 都道府県土連（３②、４②の事業）
- 定額 → 民間団体（３④、４①、５の事業）

＜事業イメージ＞

「水土里ビジョン」の策定

地域の関係者による議論を通じた保全体制の確立

統合整備の推進

土地改良区の合併等

施設管理、運営改善対策

施設の診断・管理指導

経営診断・改善指導

研修・人材育成

現地研修

換地・担い手への農地集積

特定被災土地改良区復興支援対策

業務書類・機器等の復旧

所有者不明農地等の解消

［お問い合わせ先］農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

参考

○従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和６年６月５日施行）。
○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。**

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給
└ **国内の農業生産の増大**

農業の持続的な発展

目標
○**食料自給率**
（・摂取ベース：53%
・国際基準準拠：45%）
＋
安定的な輸入の確保
＋
備蓄の確保

食料自給力の確保
（農地、人、技術、生産資材）

目標
○**農地の確保**
（農地面積：412万ha）

○サスティナブルな農業構造
（**49歳以下の担い手数**：
現在の水準
（2023年：4.8万）を維持）

○**生産性の向上**
（労働生産性・土地生産性）
（・１経営体当たり生産量：1.8倍
・生産コストの低減：
（米）15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
（麦、大豆）2割減（現状比））

輸出の促進
（国内の食料需要減少下においても供給能力を確保）

目標
○農林水産物・食品の**輸出額**
（輸出額：５兆円）

➢農地総量の確保、サスティナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

○**水田政策を令和９年度から根本的に見直し**、
水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を
作物ごとの生産性向上等への支援へと転換

○**コメ輸出**の更なる拡大に向け、
低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、
海外における需要拡大を推進

○規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、
農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、
農地・水を確保するとともに、
地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進

○**サスティナブルな農業構造の構築**のため、
親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保

○**生産コストの低減**を図るため、
農地の大区画化、情報通信環境の整備、
スマート農業技術の導入・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、
品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進

○**生産資材**の安定的な供給を確保するため、
国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、
国産飼料への転換を推進

➢輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

○マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、
輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進

○**食品産業の海外展開**及び**インバウンドによる食関連消費の拡大**
による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、農業者の「所得を向上」

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

食料安全保障の確保

- 食料の安定的な供給
  - 食品産業の発展
  - 合理的な価格形成
- 国民一人一人が入手できる
  - 物理的アクセス＋ 経済的アクセス＋不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

○**温室効果ガス**削減量（2013年度比）
（削減量：1,176万t-CO_2）

多面的機能の発揮

➢食料システムの関係者の連携を通じた「国民一人一人の食料安全保障」の確保

○原材料調達の安定化、環境・人権・栄養への配慮等**食品等の持続的な供給のための取組を促進**

○コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での**合理的な費用を考慮した価格形成**の推進

○**ラストワンマイル物流の確保**、未利用食品の**出し手・受け手のマッチング**、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

➢「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

○GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する**「みどりGX推進プラン(仮称)」**、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進

○バイオマス・再生可能エネルギー利用等の**農林漁業循環経済の取組を促進**

○多様な者の参画等を得つつ、**共同活動を行う組織の体制の強化**により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

農村の振興

- 農業生産の基盤の整備･保全
- 地域の共同活動の促進
- 農村との関わりを持つ者の増加
  - 機会の創出＋経済面の取組＋生活面の取組

目標

○**農村関係人口**の拡大が見られた市町村数
（市町村数：630）

○農村地域において創出された**付加価値額**
（付加価値額：22兆円）

- 中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➢地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、「きめ細やかな中山間地域等の振興」

○2025年夏を目途に**「地方みらい共創戦略」**を策定し、**「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」**の下、**官民共創**の仕組みを活用した、地域内外の**民間企業の参画促進**や地域と企業の新たな結合等により、**関係人口の増加を図り、楽しい農村**を創出

○**所得向上**や**雇用創出**のため、**農泊**や**農福連携**等、地域資源をフル活用し付加価値のある**内発型新事業**を創出

○**生活の利便性**確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の**生活インフラ**等を確保

○**中山間地域等の振興**のため、**農村RMO**の立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、**地域課題に対応**したスマート農業技術の開発・導入、**地域の特色を活かした農業で稼ぐ**ための取組を支援

国民理解の醸成　○農業等に対する**消費者の更なる理解**や実際の**行動変容**につなげるため、**食育**等を推進
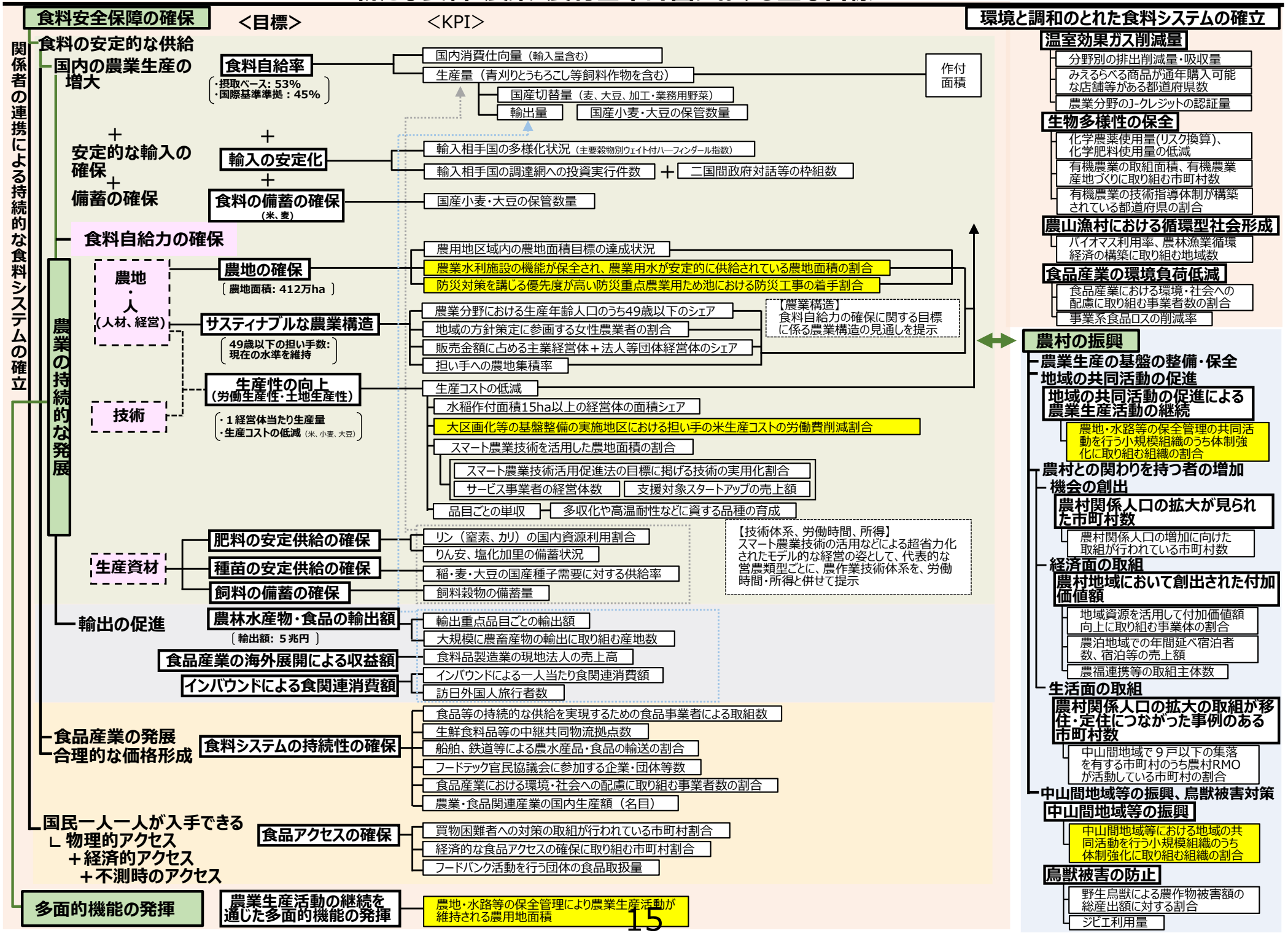
新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI